

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲山福祉センター（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、法人の理事、評議員、監事、顧問をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び交通費を支払う事が出来る。

2 交通費は実費とする。

(理事及び評議員、顧問の報酬)

第4条 理事及び評議員、顧問が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払う事が出来る。

2 交通費は実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払う事が出来る。

2 法人及び施設の指導監査への立会い及び監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払う事が出来る。

3 交通費は実費とする。

(役員等の出張)

第6条 理事長の招請により第2条に掲げる者が、法人業務の為出張する場合は、別表2により報酬及び法人職員旅費規則に基づき旅費を支払う事が出来る。

2 宿泊を伴う場合は、職員旅費規則に基づき宿泊料を支払う事ができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(附 則)

1. この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成4年10月1日から施行する。

3. この規程は、平成7年1月1日から施行する。

4. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

5. この規程は、平成18年9月20日から施行する。

第4条1項 実費弁償額の変更。

6. この規程は、平成22年3月24日から施行する。(第4条1項 実費弁償額の変更)

7. この規程は、平成23年4月1日から施行する。(第4条1項 実費弁償額の変更)
8. この規程は、平成25年4月1日から施行する。(全面改訂)
9. この規程は、平成29年4月1日から施行する。(定款及び定款細則の変更による。)

別表 1 (第3条関係)

	報酬額	交通費
理事会及び評議員会出席	12,480	実費

別表 2 (第4条及び第5条第1項及び第6条関係)

	報酬額	交通費
法人及び施設業務等	12,480	実費
法人業務による出張	12,480	法人職員旅費規則に基づく
宿泊料	法人職員旅費規則に基づく	法人職員旅費規則に基づく

別表 3 (第5条第2項関係)

	報酬額	交通費
指導監査立会い(3時間未満)	32,000	実費
指導監査立会い(3時間以上)	49,000	実費
監事監査	57,500	実費